令和8年度

五城目町職員（消防職員）採用試験

受　　験　　案　　内

受付期間　　令和8年11月4日（水）　～　11月25日（水）

試 験 日　　（第1次試験）　12月19日（土）

試 験 場　　五城目町役場

問い合わせ
申込書請求
受験申込み

五城目町役場　総務課　職員採用担当
電話：018－852－5332
〒018－1792　五城目町西磯ノ目一丁目1番地1

１．試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職　務　内　容
消防職員 （大卒・高卒区分無し）	若干名	消防の業務に従事します。

２．受験資格

（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（１）受験資格

消防職員	・昭和６１年４月２日以降に生まれた者で平成２１年４月１日までに生れた者。

（２）欠格事項

①　日本の国籍を有しない者

②　地方公務員法第１６条の規定により地方公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・五城目町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

３．試験の方法

試験は教養試験、作文、口述試験とし資格調査と身体検査を実施します。

（１）試験内容

＜教養試験＞	
問題形式	出題分野
５枝択一式 ４０題・１時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題

試　　験	方　　法
口述試験	個別面接により主として人物についての試験
作　　文	主として文章表現力等についての試験
身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかについての検査

（２）資格調査

資　格　調　査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。 なお、受験者の個人情報は、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、五城目町個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。

４．試験日及び場所

区　　分	第１次試験
日　　時	令和８年１２月１９日（土）
受付開始	午前９時３０分～
試験説明	午前１０時１５分～午前１０時３０分
教養試験	午前１０時３０分～午前１１時３０分
作文試験	午後１時１５分～午後２時１５分
口述試験	午後３時～
場　　所	（住　所）五城目町西磯ノ目１丁目１－１ （会場名）五城目町役場

※試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。
また、試験中の携帯電話の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

５．合格者発表

試験合格者発表	令和８年１２月下旬	五城目町役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

６．合格から採用までの経路

（１）最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
（２）この名簿からの採用は、令和９年４月以降の予定です。

７．給　　与

初任給は原則として現行では大卒２３３，８４４円、高卒２０１，８９２円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

８．受験手続及び受付期間

（１）申込用紙の請求

申込用紙は役場総務課職員採用担当に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求（Ａ）」と朱書きし、宛先を明記して１８０円切手を貼った返信用封筒（角形２号）を必ず同封して簡易書留等で郵送してください（※普通郵便での送付による事故には対応できません）。

（２）申込手続

①　持参の場合　申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦６センチ、横４．５センチの写真１葉を貼って、役場総務課職員採用担当宛に提出してください。

②　郵送の場合　①と同じものと宛先を明記した１１０円切手を貼った返信用封筒（長形３号）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込（Ａ）」と朱書きして簡易書留で郵送してください（※普通郵便での送付による事故には対応できません）。**受験日の１週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。**

（３）受付期間

令和８年１１月４日（水）～１１月２５日（水）

申込は土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前８時３０分～午後５時までです。
郵送の場合は１１月２５日（水）までに届いたものに限り受付いたします。

（４）提出書類等

①　申込書及び自己紹介書　各１部（所定の用紙を使用すること。）

②　受験料　不要

９．試験結果の開示

（１）五城目町情報公開条例（平成２７年五城目町条例第２４号）第６条第１項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。

（２）電話やはがき等による請求はできません。

（３）受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前８時３０分～午後５時までの間に総務課職員採用担当へ直接おいでください。

（４）試験結果の開示は、受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、合格発表の日から１か月間とします。

１０．その他

（１）申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。